

トレーニングサービスの提供に関する一般取引条件

1. 一般規定

- 1.1 書面による明示的な合意がなされている場合を除き、ETAS トレーニングサービスには、本「トレーニングサービスの提供に関する一般取引条件」(以下「トレーニング条件」)のみが適用されるものとします。
- 1.2 トレーニングサービスは、通例 ETAS が用意した施設で実施するトレーニングの形式、ETAS が用意した e-Learning サイトで受講する オンライントレーニング(以下「e-Learning」)、または特定のお客様のためにのみ実施する特化型のトレーニングクラス(以下「カスタマートレーニング」)の形式で提供されます。本トレーニング条件は、トレーニング会場や主催会社を問わず適用されるものとします。トレーニングサービスは、法人間取引(B2B)のサービスです。
- 1.3 お客様が提示する一般取引条件は、(弊社がその適用について明示的に異議を唱えなかった場合も)弊社が明示的に同意しない限り、適用されないものとします。
- 1.4 契約の締結以前もしくは契約締結時に口頭で行われた合意は、弊社が書面にて確認した段階で初めて有効となります。契約の変更は書面にて行う必要があります。書面にて行う必要がある旨の規定を変更する場合にも、同様の規定が適用されます。

2. トレーニングの登録、キャンセル、および請求

- 2.1 トレーニングの登録申請は、ETAS ウェブサイト上のオンラインフォームを使用して、あるいは電子メールにより書面で行うことができます。電話での登録受け付けは行っておりません。
- 2.2 定員のあるトレーニングの場合、登録は申し込み順となります。
- 2.3 登録に際しては、参加者の会社名、部署名、氏名、メールアドレスを 記載するものとします。
- 2.4 注文は、(電子メールにより)書面で行うものとします。
- 2.5 参加者の変更は、トレーニング開始日までいつでも認められます。
- 2.6 登録は、弊社の(電子メールによる)書面による確認をもって有効とします。
- 2.7 お客様は登録したトレーニングを、それぞれのトレーニング開始日の 2 週間前までであれば、(電子メールにより)書面にて無償でキャン セルすることができます。
- 2.8 お客様がそれ以降の時点で、または欠席によって登録をキャンセル する場合、ETAS はトレーニング料金の全額を請求する権利を有す るものとします。
- 2.9 トレーニングへの参加が一部であった場合でも、トレーニング料金は 返金されないものとします。
- 2.10 注文時に記載のトレーニング終了日の到来をもって ETAS はお客様にトレーニング料金の全額(諸経費を除く)を請求できるものとします。

3. e-Learning の登録、キャンセル、および請求

- 3.1 e-Learning の登録申請は、ETAS ウェブサイト上のオンラインフォームを使用して、あるいは電子メールにより書面で行うことができます。 電話での登録受け付けは行っておりません。
- 3.2 登録に際しては、参加者の会社名、部署名、氏名、メールアドレス、 受講開始日を記載するものとします。
- 3.3 注文は、(電子メールにより)書面で行うものとします。
- 3.4 e-Learning に必要な PC は参加者にてご用意いただきます。
- 3.5 e-Learning に必要なソフトウェアのインストールメディアおよび受講 期間限定のライセンスは、事前に弊社より提供します。
- 3.6 登録は、弊社の(電子メールによる)書面による確認をもって有効と します。
- 3.7 お客様の注文より弊社にて登録完了後、合意された受講開始日において e-Learning サイトにアクセスするための ID とパスワードが弊社から参加者に提供されます。この時点で弊社からお客様に対するサービスが遂行されたものとし、e-Leaning 参加料金の全額がお客様に請求されます。

3.8 前項によりお客様に e-Learning サイトへのアクセス ID とパスワード が提供された後、お客様は弊社に対し e-Learning 参加料金の全額 を支払う義務を負うものとし、また e-Learning の受講状況にかかわ らずお客様が弊社へ支払済みの e-Learning 参加料金は返金され ないものとします。

4. e-Leaning オプションの登録、キャンセルおよび請求

- 4.1 e-Leaning オプションは、e-Leaning と同時に注文するものとします。 オプションの有効期間は第3条第2項に記載された受講開始日より 3か月間です。
- 4.2 第3条第7項によりお客様に e-Learning サイトへのアクセス ID とパスワードが提供された後、お客様は弊社に対し e-Learning オプション料金の全額を支払う義務を負うものとし、また e-Learning オプション利用状況にかかわらずお客様が弊社へ支払済みの e-Learning オプション料金は返金されないものとします。

5. カスタマートレーニングの注文、キャンセル、および請求

- 5.1 弊社は、お客様のご依頼書に記載された希望参加者数、トレーニング内容、およびトレーニング会場に基づいてカスタマートレーニングの提案を行います。
- 5.2 カスタマートレーニングの提案には、常に具体的な参加者数を記載 するものとします。参加者数が提案書に記載された定員を超過する 場合、弊社は提案書に記載された定員の超過人数分に相当する既 定のトレーニング料金を請求する権利を有するものとします。
- 5.3 注文は、(電子メールにより)書面で行うものとします。
- 5.4 お客様は、予約したカスタマートレーニングを、それぞれのトレーニング開始日の2週間前までであれば、(電子メールにより)書面にて無償でキャンセルすることができます。カスタマートレーニング開始日の2週間前を過ぎた時点でのキャンセルの場合は、弊社はトレーニング料金の全額(諸経費を除く)を請求する権利を有するものとします。
- 5.5 注文時に記載のトレーニング終了日の到来をもって ETAS はお客様 にトレーニング料金の全額(諸経費を除く)を請求できるものとします。

6. お客様の協力義務

- 6.1 カスタマートレーニングをお客様の施設で実施する場合、お客様は係るカスタマートレーニングの遂行に必要な基本設備(教室、必要なソフトウェアを含む十分な台数のワークステーションコンピュータ、ビデオプロジェクタ、フリップチャート/ホワイトボード、補助的な技術装置の割り当てなど)を提供する責任を負うものとします。係る基本設備は無償で提供されるものとします。
- 6.2 ETAS が提供するサービスの性質による場合や、お客様との事前の 合意で明示されている場合を除き、お客様は公共安全の義務の履 行に必要なあらゆる対策を実施および実行するものとします。
- 6.3 必要な基本設備が割り当てられない場合や、公共安全対策が実施 /実行されない場合、弊社はカスタマートレーニングの遂行を拒否 する権利を有するものとします。この場合でも、弊社は合意されたト レーニング料金を請求する権利を有するものとします。
- 6.4 カスタマートレーニングにおいては、お客様がトレーニングの遂行に 関連する一切の管理業務を担当し、かつセミナー当日の全期間にわ たって応対可能な連絡担当者を任命するものとします。

7. トレーニングの価格と支払条件

- 7.1 弊社が見積りで提示する価格は正味の価格です。適用法により間 接税が発生する場合はお客様が負担するものとします。
- 7.2 ETAS が提供するサービスには、トレーニング参加者の交通費や宿 泊費は含まれません。かかる費用は参加者自らが負担するものとし ます。
- 7.3 契約締結後に、特に、労働協約等による賃金費用の変動または材料費の変動により原価が値上がりした場合、弊社は、弊社提示の価格を原価の変動に応じて改定する権利を留保します。ただし、契約締結日から納入日までの期間が 4 カ月を超えていることを条件とします。弊社は、お客様からご要望を受けた場合、その原価変動を証明する資料をお客様に提示するものとします。



- 7.4 別途書面にて合意されている場合を除き、請求書が発行された時点で支払い義務が発生するものとし、支払いは、請求日の翌月末迄に、いかなる控除もなく行うものとします。支払遅延が発生した場合、弊社は、法定金利にて遅延利息を請求する権利を有するものとします。なお、弊社が追加の損害賠償金を請求する権利には何ら影響はないものとします。
- 7.5 弊社は、代金引換払い、口座引落し等による同時払い、または前払いが行われることを前提として納品する権利を有するものとします。
- 7.6 弊社はさらに、弊社の支払額と日付の最も古い未決済の売掛債権と を対等額で相殺する権利を有するものとします。
- 7.7 お客様が反対債権を有する場合、その反対債権に異議が申し立てられていない、または最終的で法的拘束力を有する判決により反対債権が認められた、あるいは係属中の訴訟において反対請求が決定されることとなった場合に限り、お客様は支払いを留保するかまたは支払いをその反対債権と相殺する権利を有するものとします。
- 7.8 弊社は、契約の締結後に、お客様の支払能力不足により弊社の債権が危険にさらされる可能性があることを知り得た場合、前払いまたは担保の提供が行われている部分に限り、未履行の納入義務を履行する権利を有し、弊社が設定した前払いまたは担保提供期限の経過後に当該契約を終了または解除する権利を有するものとします。

8. トレーニング教材/トレーニング内容

- 8.1 参加者に印刷物形式で支給されるトレーニング教材は、お客様の所 有物となります。e-Learning コースに限り、弊社が指定するウェブサ イトからダウンロードした PDF 形式のトレーニング教材もお客様の 所有物となります。
- 8.2 これ以外においては、トレーニング教材やその内容に対するすべて の権利および所有権は ETAS および/または ETAS の関連会社に 引き続き帰属するものとします。
- 8.3 トレーニングに参加するお客様の従業員は、自己学習に役立てる目的でトレーニング教材を使用する権利を有するものとします。参加者以外の者や第三者にこれらの教材を開示、譲渡することは禁じられます
- 8.4 事前の書面による許可がある場合を除き、トレーニング教材を編集、 コピーまたは出版することはできません。
- 8.5 また、書面による許可がない限り、写真撮影や録音を行うことはできません。

9. データの保存および使用

参加者のデータは、法定の個人情報保護規定に従って電子形式で収集および処理され、利用されます。

10. 除外の根拠

- 10.1 あるトレーニング参加者の行為が、他の参加者のトレーニングの達成を継続的に脅かすと判断された場合、弊社は当該参加者をトレーニングから除外する権利を有するものとします。
- 10.2 上記第 10 条第 1 項により参加者が除外された場合、トレーニング 参加の目的で発生した交通費やその他の経費に対する払い戻しお よび補償は一切行いません。

11. トレーニングの中止

- 11.1 弊社は、講師の病気、もしくは参加者が最少催行人数に満たないなど、弊社が制御できる範囲を超える事由が生じた場合に、いかなるセミナーまたはカスタマートレーニングも直前の通知により中止、または日程変更する権利を留保します。そのような場合、弊社は中止の原因となる状況を認識した直後にお客様に通知するものとします。最少催行人数に満たない場合は、開催の5営業日以上前に書面にてお客様に通知するものとします。
- 11.2 お客様が弊社から提案される代替日に同意できない場合、弊社はその時点までに支払われたすべてのトレーニング料金を返金するものとします。
- 11.3 交通機関の予約、予約変更、およびキャンセルにかかる経費、並び にトレーニングの中止に起因するその他の費用は、払い戻しの対象 から除外されるものとします。

12. 輸出管理および税関

- 12.1 いずれの当事者も本書において、外国貿易法(禁輸措置およびその他の制裁措置を含む国内ならびに国際的な(再)輸出管理および関税規制を含みますが、これに限定されません)によってその履行が禁じられ、又は損なわれる限りにおいて、その義務の履行を拒否する権利を有します。ここに述べる外国貿易法とは、その定めるところに従い本書に適用される法をいいます(以下、「外国貿易法」といいます)。そのような場合、外国貿易法によりその履行が禁じられる、又は損なわれる当事者は本書を解除することができるものとします。
- 12.2 ライセンス取得、認証、その他類似の手続き、または他の外国貿易法による手続き(以下「認証」といいます。)に関して、本書に基づく弊社の義務の履行に遅延が生じた場合、かかる義務の履行期限は、遅延期間に応じて延長あるいは変更され、いずれの当事者もかかる遅延に関して責任を負わないるものとします。申請を提出してから 12 か月以内に当局による認証が拒否または付与されなかった場合、当局による認証が契約の履行条件である場合に限り、いずれの当事者も弊社は、契約を取り消す解除する権利を有するものとします。技術的または法的な理由により部分的な履行が排除される場合、または一方の当事者が部分的な履行に合意しない場合、本書全体が解除されるものとします。
- 12.3 外国貿易法により本第 12 条第 1 項に基づく履行の禁止または妨害が発生した場合、拒否または第 12 条第 2 項に基づく遅延が発生した場合、弊社いずれの当事者もはその理由を不当な遅延なく他方当事者お客様に通知するものとします。
- 12.4 弊社の要望により、お客様は、該当する外国貿易法を遵守するために必要である、あるいは当局が要請する(特に、関税および地域外の輸出/輸送に必要とされる)情報および書類を提供するものとします。かかる義務には、特に最終顧客/ユーザー、目的地、製品およびサービス契約品目の最終用途に関する情報の提供が挙げられますが、これに限定されません。お客様が合理的な弊社によって規定された期間内にそのような情報を提供しない場合、弊社の裁量によりは、本書に基づく義務の履行を拒否する、あるいは契約を取り消す解除する権利を有するものとします。
- 12.5 お客様が製品およびサービスを第三者(特にお客様の関連会社) に提供する場合、お客様は適用される外国貿易法を遵守するものとします。 お客様がこの義務に違反した場合、弊社は本書に基づく義務の履行を拒否し、正当な理由で契約を解除する権利を有するものとします。
- 12.6 適用される法律上許容される範囲において、弊社は、本書に基づく 義務履行の拒否または本第 12 条第 1 項、第 12 条第 2 項、およ び第 12 条第 4 項に基づく契約の終了に関連する、またはそれに 起因する一切の請求に関し、いかなる責任も負わないものとします。
- 12.7 国境を越えて弊社に製品を配送する場合、お客様は、出荷に関する完全かつ正確な輸入税関申告を行う目的で、商業送り状および納品書などの、必要なすべての書類と情報を弊社に提供する義務を有します。弊社への無償配送の場合、お客様は、プロフォーマインボイスにて公正な市場価格を申告する義務があります。かかる価格には、ハードウェアやソフトウェアなど、商品のすべてのコンポーネントが含まれている必要があります。

13. 損害賠償

- 13.1 弊社は、契約上の義務または契約によらない義務の違反に関し、以下のいずれかに該当する場合に限り、損害賠償について責任を負うものとします。
 - (i) 意図的な行為または重大な過失
 - (ii) 致命傷もしくは人身傷害または健康被害
 - (iii) 品質または耐久性に関する保証の実行
 - (iv) 重大な契約上の義務違反
 - (v) その他すべての強制的な賠償責任
- 13.2 ただし、重大な契約上の義務違反に際して支払われる本件補償額は、故意の行為や重大な過失、あるいは致命傷や人身事故、健康



- 被害、品質保証の想定に起因する場合を除き、契約の種類に特有の予見可能な損害に限定されます。
- 13.3 弊社側の責任が排除または限定される限りにおいて、その排除または限定は、弊社の従業員、代表者または代理人の利益のため、同様に適用されます。
- 13.4 強行法規の規定により禁止されていない限り、支払われるべき本件 補償額は、本トレーニング条件に基づく個別契約に従いお客様が弊 社セミナーに対し支払う代金または料金の額に限定されます。弊社 は、本トレーニング条件に基づく弊社義務の履行もしくは不履行に起 因する、間接損害、付随的損害、派生的損害、特別損害もしくは懲 罰的損害、逸失利益、売上の喪失、暖簾の喪失、事業の中断または データの喪失につき、契約または不法行為(過失、厳格責任その他 いかなる法理に基づくかを問いません)に基づく請求であるか否かを 問わず、一切の責任を排除します。

14. 雑則

- 14.1 本トレーニング条件または本トレーニング条件に基づき締結した契約のいずれかの条項が無効であるか、無効となった場合でも、残りの条項の有効性に影響を及ぼすことはありません。契約両当事者は、無効となった条項を、その条項で求める経済的効果に最も近い有効な条項と置き換えるものとします。
- 14.2 本契約に関する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的 合意管轄とします。但し、お客様が以下のいずれかに該当する場合、 弊社の裁量にて、登記上の営業所所在地に対して管轄権を有する 裁判所を管轄裁判所とします。
 - 売買業者である場合。
 - 日本国内に一般的な管轄権を有していない場合。
 - 契約の締結後にお客様が本籍地もしくは通常の居住地を海外に移転した場合または訴訟が提起された時点でお客様の本籍地もしくは通常の居住地が把握されていない場合。

弊社はまた、お客様の登記上の営業所または支店の営業所所在地 に対して管轄権を有する裁判所にて訴訟を提起する権利を有するも のとします。

14.3 弊社とお客様との間における法的な関係はすべて、抵触法に関する 規定および国際物品売買契約に関する国際連合条約(CISG)を排 除し、日本法に準拠するものとします。

* * *